

募集要項 Q&A 2026 年度

もくじ

1. カテゴリー共通 P 1 ~ 3
2. カテゴリー 1 P 4 ~ 7
3. カテゴリー 2 P 7 ~ 9
4. カテゴリー 3 P 9 ~ 10
5. カテゴリー 4 P 10 ~ 11
6. カテゴリー 5 P 11

※Q&A に記載されていない内容はメールにて以下のアドレスにお問い合わせください。

info@mmfe.or.jp

1. カテゴリー共通

(奨学金や留学のための費用は助成の対象外です)

Q : 奨学金や留学のための費用は助成対象となるか？

A : 弊財団は、助成先団体が実施する教育プログラムの費用を助成しています。生徒・学生個人に対する奨学金や、海外の教育機関が実施する教育プログラムに参加するための留学の費用は、助成対象としておりません。

(複数案件の応募は可能)

Q : 一団体から複数案件の応募は可能でしょうか？ また、可能な場合、同一のカテゴリでの複数案件の応募は可能でしょうか？

A : 「募集要項 各カテゴリーの「注意事項」」にあるように、同一カテゴリーに同一団体からの複数の応募は可能です。複数応募される場合は、仮登録を 2 度行うことで、本登録 URL を 2 つ得ることができます（自動配信されます。その場合、「登録番号」が異なることをご確認下さい）。

また、複数のカテゴリーでの応募も可能です。各カテゴリーでそれぞれ、仮登録・本登録をお願いします。

(仮登録後のカテゴリー変更はできません)

Q : 仮登録の際に、カテゴリー 2 を選択しましたが、本登録ではカテゴリー 3 に変更・応募することは可能でしょうか？

A : お手数ですが、カテゴリー 3 から再び仮登録をお願いします。なお、カテゴリー 2 の仮登録の取り消しは不要です。

(複数団体の連名での応募は可能)

Q：教育プログラムをいくつかの機関・団体と共同で計画している。連名での共同提案は可能か？

A：各カテゴリーとも、共同提案は可能です。ただし、助成契約は幹事団体もしくは法人1団体と取り交わします。従って、応募は幹事団体がとりまとめ、幹事団体からご応募ください。

(成果報告に関して)

Q：教育プログラムの成果報告はどのように行うのか？

A：年度毎に教育プログラムの成果がわかる8分程度の動画を作成頂き、成果発表動画として財団に提出いただくことで、成果報告としております。
ご提出いただいた動画は、そのまま財団ホームページに掲載し、取組み事例として広く共有させていただきます。以下リンクからご参照ください。

成果発表動画

(経費項目間の流用・経費計画の期中変更について)

Q：採択後、プログラムを進める中で、予算の支出項目間の流用や経費計画の期中変更が必要になった場合、可能か？

A：プログラムをスタート後に、各種予定・計画変更に伴う予算項目等の調整・変更等が必要となった場合は、個別に経費計画の変更申請としてご相談を頂き、プログラムの趣旨に照らして相当な変更については、比較的柔軟に対応しております。

(担当者変更の際の手続き)

Q：人事異動・担当替え等により担当者が変わった場合は？

A：担当者の変更時は、本登録画面で「担当者名」「メールアドレス」の欄を変更ください。
ただし、応募締め切り後(4/3(金)17:00以降)は変更ができませんので、個別に財団事務局までご連絡ください。

(活動実績の範囲)

Q：設立1年未満の法人ですが、法人化する以前に任意団体として活動していた期間の教育事業経験を含めて構わないか？

A：教育事業の経験年数に関しては、実態としての実施経験が1年以上あることを条件としています。(上記の場合は、任意団体期間も含めて、教育事業の実績を明記ください)

(教育事業者の教育事業の実績の年数について)

Q：教育事業の経験が現時点で 1 年未満の場合は対象外か？

A：本年 4 月時点を基準として、1 年未満の団体は対象外となります。

(採択可否の連絡の時期)

Q：できるだけ早く採択可否を知りたいが いつ頃教えてもらえるのか？

A：書類選考（一次選考）の結果は、5 月中旬までにご連絡させていただきます。

面接選考を踏まえた最終的な採択可否の結果は、例年 6 月中旬に開催する弊財団理事会後にご連絡させていただきます。

(プログラムの中止や延期の場合)

Q：プログラム実施が中止または、延期となった場合の対応はどうすればよいのか？

A：個別に以下のアドレスにメールにてご相談下さい。

info@mmfe.or.jp

(領収書等の写しの提出)

Q：会計（支出内訳）の報告の際、かかった費用を証明するために領収書等の提出は必要か？

A：会計報告については、必要に応じて証憑書類（領収書等）の写し等を提出頂きます。

2. カテゴリー1

(高等学校等の定義)

Q：「高等学校等」とは具体的にどのような範囲か？

A：国公私立の高等学校、中等教育学校、特別支援学校、インターナショナルスクールを含みます。高等専門学校の1年生～3年生も含みます。

(芸術・スポーツ分野の扱い)

Q：芸術・スポーツの分野での助成もあるのか？

A：教育課程の一環として、原則として、学年の生徒全員を対象として行う教育プログラムであれば対象となります。その為、部活動については、原則、対象外となります。

(他校・NPO等との協働プログラムも応募可能)

Q：NPO等との協働で取組むプログラムであっても応募可能か？

A：応募者が学校であれば可能です。なお、協働するNPO等のプログラムが、弊財団の他のカテゴリーで助成を受けている場合は、同一プログラムに重複して助成をすることはできませんので、個別に事務局にご相談ください。

Q：他の学校との連携で応募することも可能か？

A：可能ですが、その場合には幹事となる学校から申請してください。

(実績がなくでも応募可能)

Q：今回初めて本格的に探究学習に取組むことを計画しており、応募内容となっているプログラムの実施実績はないが、応募は可能か？

A：応募可能です。

(偏差値は関係ありません)

Q：「探究学習」に取組むのであれば、偏差値に関係なく応募することは可能か？

A：応募可能です。財団は多種多様な学校を採択しています。採択の実績は以下リンクからご覧ください。

[採択結果 | 一般財団法人 三菱みらい育成財団 \(mmfe.or.jp\)](#)

(学年全体の取り組みが原則)

Q：1学年全体での取組みではなく、数クラスでの取組みや希望者による取組みは対象となるか？

A：原則として、学年全体の取組みを対象としています（クラスによってプログラム内容が異なる場合も結構です）が、一部のクラスや希望者のみの実施の場合は、今後の計画とその実行性を踏まえての選考となります。

(助成金額の上限)

Q：1学年だけで取組む場合であっても200万円の助成は受けられるか？

A：1学年だけの取組みの場合、年間100万円の助成が上限になります。200万円は、2学年以上（1年生+2年生、等）で実施する場合の想定です。

Q：初年度は1年生だけでの取組みだが、学年進行で2年度目以降は2学年での取組みを計画している。この場合、次年度以降、100万円の助成上限を外してもらえるか？

A：はい、次年度以降は100万円超も可能です（参加生徒数100名超の場合）。当初からそのように計画されている場合は、その旨、申請書上にご記載ください。

Q：探究学習は高校2年生がメインになると考えるが、200万円を高校2年生向けプログラムに厚く配分（例：1年生は80万円、2年生は120万円）することは認められるか？

A：2学年で行うことが条件となりますがないが、納得性のある経費計画であれば問題ありません。

Q：生徒数が少ない学校だが、2学年で取組む場合200万円の助成は受けられるか？

A：参加生徒数が100名以下の場合は、最大100万円とさせて頂いております。

(特定クラスだけでの取り組みでも応募は可)

Q：初年度の探究学習プログラムを、トライアルとして特定のクラスのみで実施することを考えている。このような場合でも応募は可能か？

A：原則は学年全体としていますが、今後の計画とその実行性を踏まえての選考となります。

(SSH指定校の取扱い)

Q：SSH指定校であるが理数科クラスのみを対象にしているため、普通科の探究プログラムに助成をしてほしいが可能か？

A：可能です。（SSH等の指定プログラムに重複助成は行いませんが、異なる取組みを行う場合は対象となります）

(経費計画全般について)

Q：経費計画作成にあたり、留意する点があれば、教えてほしい。

A：弊財団の助成金の使途に関する考え方は、以下のとおりです。

- ① 教育活動に直接充てられる経費を主として助成し、機器購入経費については、付隨的・限定期に採り上げるスタンスです。
- ② 外部委託費等で、特定の費目が過半を占めるような経費計画は、助成期間終了後のプログラム継続が困難になる懸念が大きいことから、歓迎していません。
- ③ 海外派遣や外部コンテスト参加の旅費など、一部の生徒しか助成金の恩恵を直接享受できない経費は、経費計画全体の一部に留めている場合に限り認めることとしています。得られる効果の客観的な説明が難しく、予算化が困難な経費についても支出できることで、先生方が生徒の更なる学びづくりに自由な発想で一步を踏み出せるよう、ご支援したいと考えています。

(人件費や人員関連の外部委託費の扱い)

Q：経費計画の「人件費」として認められる範囲について教えて欲しい。

A：学校の教職員の費用は認めません。

「外部委託費」等として認める範囲としては、コーディネーター、アドバイザー、講師、TA（ティーチング・アシスタント：大学院生や大学生）等の費用を想定しています。

(IT 機器購入の扱い)

Q：探究学習で使用する IT 機器や什器等を購入することを考えているが、経費計画に含めてよいか？

A：本助成は教育プログラムへの助成であるため、選考審査の対象となり、限定期にのみ認めています。プログラムを運営するうえで不可欠な機器については、助成額の 1 割程度の範囲であれば認めることとします。

(教員研修費用の扱い)

Q：探究学習を担う教員の研修費用、先進校への視察費用は経費として認められるか？

A：校内での研修費用の他、先進校視察等により先生方も自校と異なる現場に触れ、考えるヒントを得ることは有効であり、認めています。ただし、旅費が過半を占めるような経費計画は選考上有利には働きません。

(成果報告書等制作費用の扱い)

Q：生徒が行う探究学習の成果を纏めた成果報告集の制作費は、経費として認められるか？

A：探究学習の成果を取り纏め、関係者で共有するための成果報告集の制作費は、助成金を充当する経費として認めています。一方、学校で行っている探究学習を中学生等に紹介する目的で制作する冊子等の費用は、認めていません。広報宣伝物（ノベルティ等）や

学校パンフレット等、学校の広報活動を主たる目的とする費用については、助成金の使用を認めない運用としています。

(計画変更時の費用の翌年度持ち越しはできません)

Q：予定していた計画が実施できなかった場合、助成費用の一部が残ることが考えられるが、当該費用を翌年に持ち越すことは可能か？

A：当財団に返還いただることになります。翌年度への持ち越しはできません。

(DXハイスクールについて)

Q：高等学校 DX 加速化推進事業（DXハイスクール）の指定校になっている場合や、応募している場合も、当財団の助成に応募できるのか？

A：応募できます。DXハイスクール（基本類型）は機器購入等に充当される経費も多く、当財団の助成と大きくは重ならないと考えております。DXハイスクール（基本類型）指定校も、重複して助成を受けられます。

但し、2百万円の加算が受けられる「重点類型」は、当財団助成と重なりが大きい文科省事業として、当財団からの重複助成は行わないこととします。「重点類型」に並行して応募することは可能ですが、指定を受けた場合は、当財団から重複して助成を受けることはできません。

(重複助成が認められない文科省事業等への応募について)

Q：SSH、DXハイスクールのうち重点類型（2百万円加算）等、当財団が重複助成を認めていない文科省の令和8年度事業等に、並行して応募することは可能か？

A：応募できます。当財団の採択決定前に重複助成が認められない文科省事業等に採択（内定）された場合は、当財団への助成申請の取下げをお願いします。

3. カテゴリー2

(テーマの制限)

Q：教育プログラムのテーマについて制限はあるか？

A：心のエンジンが駆動するプログラムで事業趣旨と合致していれば対象となります。

(大学主催プログラムのカテゴリー判断)

Q：大学が主催者となって高校生を対象とした教育プログラムを展開する。カテゴリーはどこになるか？

A：主催者である大学の付属校・系列校などの高校の生徒のみを対象とするプログラムであ

れば、カテゴリー1です。複数の高校の生徒を対象とする場合は、カテゴリー2です。

(中学生が含まれる場合)

Q：対象者として高校生のみならず中学生も入れて実施しているが、この事業は助成対象となるか？

A：高校生主体であれば対象となります。

(団体の活動目的が異なる場合)

Q：教育を主目的とした団体ではなく、環境保全を目的とした団体で教育プログラムを行っている場合は応募可能か？

A：可能です。「参加者の心のエンジンが駆動する」教育プログラムへの助成であれば、団体の設立目的が教育以外のものであっても対象になります。ただし、教育事業のご経験年数が本年4月の時点で1年未満の団体は、対象外となりますのでご留意ください。

(海外開催の教育プログラムの扱い)

Q：国内・海外両方で教育プログラムを開催しており、日本の高校生と海外の高校生とを結び付けたプログラムを考えている。本件は助成の対象となるか？

A：国内での活動が主体となり、かつ日本の高校生が対象の主体となることが前提です。この点をクリアしていれば、上記プログラムも助成の対象となります。

(参加人数の制約)

Q：教育プログラムの参加人数に関して何か制約はあるか？

A：教育プログラムへの助成という事業趣旨に鑑み、少人数参加のプログラムは原則対象外と考えています。具体的には数十人以上参加する教育プログラムを想定しています。

(経費計画について)

Q：経費計画の考え方について教えて欲しい。

A：経費計画については、申請資料の別紙2「経費計画」を参考に積算ください。また、「その他」費用につきましては、個別に項目と費用を明記するようにしてください。
なお、一律〇%の管理費、企画費といった内容の費目は助成対象外とさせて頂いております。また社内経費に関しては、実費の水準での計上をお願いします。その他、申請いただいた費用内容は選考審査の対象となり、減額させていただく場合があります。

(助成金額の上限)

Q：このカテゴリーの助成金額は500万円～1,000万円であるが、申請する組織の規模などにより、申請する金額の上限などはあるか？

A：助成金額は、申請いただく団体の財政規模の2割を一つの目線とさせて頂きますが、2割以上となる場合は、団体の運営体制などから、プログラムの遂行を間違いなく実施で

きる旨のご説明を応募書類（別紙1 応募フォーム 6. その他欄）に記載してください。

（人件費の扱い）

Q：助成費用を人件費に充当したいが、制限はあるか？

A：プログラムの運営・開発のための人件費であれば、助成費用の一部を充当することは可能ですが、教育プログラムへの助成という事業趣旨に照らし合わせ、選考委員会にて妥当性を判断させていただきます。結果、対象外となる場合は減額させていただく可能性があります。

（海外渡航費用の扱い）

Q：海外渡航費用は助成対象となるか？

A：海外渡航費は、プログラム内容・海外渡航の必要性（プログラムの効果を高める上で必要不可欠なものか、他に代替手段はないか）などと合わせて選考の対象とします。

（助成対象経費として織り込む場合は、海外渡航が必要な理由を応募書類（別紙1 応募フォーム その他欄）に記載してください。）

4. カテゴリー3

（参加人数の下限）

Q：卓越的な高校生5名を対象者として、先端的アートプログラムを計画しているが、このプログラムは助成対象になるか？

A：教育プログラムへの助成という事業趣旨に鑑み、少人数参加のプログラムは原則対象外と考えています。具体的には数十人以上が参加する教育プログラムを想定しています。

（海外渡航費の扱い）

Q：プログラムの一環で、選抜した数名の生徒を海外提携大学へ連れていく、ワークショップを行うことを考えている。生徒の海外渡航費は助成対象になるか？

A：海外渡航費は、プログラム内容・海外渡航の必要性などと合わせて選考の対象とします。但し、海外渡航費を織り込む場合は、当該行為が必要な理由を応募書類の中でお示しください。

（経費計画について）

Q：経費計画の考え方について教えて欲しい。

A：経費計画については、申請資料の別紙2「経費計画」を参考に積算ください。また、「その他」費用につきましては、個別に項目と費用を明記するようにしてください。なお、一律〇%の管理費、企画費といった内容の費目は助成対象外とさせて頂いております。

また社内経費に関しては、実費の水準での計上をお願いします。その他、申請いただいた費用内容は選考審査の対象となり、減額させていただく場合があります。

(経費計画における留意点)

Q：経費計画作成にあたり、留意する点があれば、教えてほしい。

A：弊財団の助成金の使途に関する考え方は、以下のとおりです。

- ① 教育活動に直接充てられる経費を主として助成し、機器購入経費については、付隨的・限定期に採り上げるスタンスです。
 - ② 外部委託費等で、特定の費目が過半を占めるような経費計画は、助成期間終了後のプログラム継続が困難になる懸念が大きいことから、歓迎していません。
 - ③ 海外派遣の旅費など、少数の生徒・学生しか助成金の恩恵を直接享受できない経費は、経費計画全体の一部に留めている場合に限り認めることとしています。
-

5. カテゴリー4

(大学3・4年生向けで対象となるプログラムについて)

Q：「大学3・4年生を対象とするプログラムも、専門教育と並行して実施する、学問領域の横断を伴う教養教育プログラムは対象とします」とあるが、「専門教育と並行して実施する」とはどういうことか。

A：学問領域の横断を伴うプログラムであっても、専門教育は対象外です。専門分野を持っている学生を対象に、その専門分野とは別に実施する高年次教養教育を対象とします。専門分野の異なる学生とともに対話型で学ぶプログラムなどを想定しています。

(経費計画について)

Q：経費計画の考え方について教えて欲しい。

A：経費計画については、申請資料の別紙2「経費計画」を参考に積算ください。また、「その他」費用につきましては、個別に項目と費用を明記するようにしてください。
なお、一律〇%の管理費、企画費といった内容の費目は助成対象外とさせて頂いております。また社内経費に関しては、実費の水準での計上をお願いします。その他、申請いただいた費用内容は選考審査の対象となり、減額させていただく場合があります。

(経費計画における留意点)

Q：経費計画作成にあたり、留意する点があれば、教えてほしい。

A：弊財団の助成金の使途に関する考え方は、以下のとおりです。

- ① 教育活動に直接充てられる経費を主として助成し、機器購入経費については、付隨

的・限定向けた採り上げるスタンスです。

- ② 外部委託費等で、特定の費目が過半を占めるような経費計画は、助成期間終了後のプログラム継続が困難になる懸念が大きいことから、歓迎していません。
 - ③ 海外派遣の旅費など、少数の学生しか助成金の恩恵を直接享受できない経費は、経費計画全体の一部に留めている場合に限り認めることとしています。
-

6. カテゴリー 5

(人件費の扱い)

Q：助成費用を人件費に充当したいが、制限はあるか？

A：プログラムの運営・開発のための人件費であれば、助成費用の一部を充当することは可能ですが、教育プログラムへの助成という事業趣旨に照らし合わせ、選考委員会にて妥当性を判断させていただきます。結果、対象外となる場合は減額させていただく可能性があります。

(経費計画について)

Q：経費計画の考え方について教えて欲しい。

A：経費計画については、申請資料の別紙2「経費計画」を参考に積算ください。また、「その他」費用につきましては、個別に項目と費用を明記するようしてください。なお、一律〇%の管理費、企画費といった内容の費目は助成対象外とさせて頂いております。また社内経費に関しては、実費の水準での計上をお願いします。その他、申請いただいた費用内容は選考審査の対象となり、減額させていただく場合があります。

以 上